

都及び区市町村が実施している耐震診断、耐震改修の助成一覧

(1) 耐震診断

(平成30年4月1日現在)

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
東京都	住宅【整備地域のある区を対象に助成】	2.7万円	1/6かつ区負担分(国費除く)の1/2	都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進担当	5388-3362
	住宅【住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定している区市町村を対象に助成】	2.2万円	1/6かつ区負担分(国費除く)の1/2	都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進担当	5388-3362
	分譲マンション【区市町村を対象に助成】	次のいずれか低い額以内 (1) 補助対象事業費の1/6 (2) 区市町村が補助する額の1/4 (3) (区市町村が補助する額-国費)の1/2  (補助対象事業費) 助成基準額(以下の単価)以内 (イ)1,000㎡以下の部分:3,600円/㎡ (ロ)1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分:1,540円/㎡ (ハ)2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合:154万円を限度に補助対象事業費に加算可能	1/6	都市整備局住宅政策推進部マンション課マンション耐震化担当	5320-4944
	①特定緊急輸送道路沿道建築物* ②緊急輸送道路沿道建築物【区市町村を対象に助成】  *平成28年度末で原則終了 ただし、改正前の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に要する費用の補助に係る規定は、建築物に対する耐震診断が平成29年3月31日(都が確認した特定緊急輸送道路沿道建築物(平成28年4月1日以降に確認したものに限る。))については、平成31年3月31日)までに完了するものについては、なお効力を有するものとする。	①イ又はロの単価を用いて算出された額のうち、いずれか高い額の範囲内で、区市町村が補助する額から国の補助額を控除した額 イ(イ) 面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡以内 (ロ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡以内 (ハ) 面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡以内 ただし、建築物等の面積が3,000㎡未満で耐震診断に要する費用が上記に定める補助対象費用の限度額を超える場合: 階数に15万円を乗じた額の範囲内で補助対象費用の限度額に加算することが可能 ロ(イ) 延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡以内 (ロ) 延べ面積1,000㎡以上の場合: 257万円に1,030円/㎡を加算した額以内 ②イ 床面積1,000㎡以内の部分の場合:3,600円/㎡以内の額 ロ 床面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分の場合:1,540円/㎡以内の額 ハ 床面積2,000㎡を超える部分の場合:1,030円/㎡以内の額 ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合: 当該額に154万円を加算した額を限度	①区市町村負担分(国費除く) ②7/30 かつ区市町村負担分(国費除く)の1/2以内	都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進担当	5388-3362
	私立学校・私立専修学校等の校舎、園舎等	1学校・園当たり ・Is値0.3未満:2億4,000万円 ・Is値0.3以上0.7未満:2億円	・Is値0.3未満:4/5以内 ・Is値0.3以上0.7未満:2/3以内	生活文化局私学部私学振興課助成担当	5388-3182
	民間社会福祉施設等【自己所有施設を対象に助成】	1,030～3,600円/㎡	4/5	福祉保健局総務部総務課庶務担当	5320-4021
	都内全ての病院、東京都指定二次救急医療機関	448万円	4/5	福祉保健局医療政策部救急医療担当	5320-4427
千代田区	①木造住宅(高齢者等(平成32年度まで世帯の制限なし)) ②非木造建築物 ③分譲マンション ④賃貸マンション ⑤緊急輸送道路沿道の非木造建築物 ⑥緊急輸送道路沿道の分譲マンション ⑦緊急輸送道路沿道の賃貸マンション ⑧特定緊急輸送道路沿道建築物(平成29年4月1日以降、新たに特定緊急輸送道路沿道建築物と判明し、平成30年度末までに事業を完了するものに限る)	①15万円 ②265万円 ③600万円 ④450万円 ⑤400万円 ⑥700万円 ⑦560万円 ⑧以下イ、ロのいずれか高い額 イ(イ)面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡以内 (ロ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡以内 (ハ)面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡以内 ただし、面積が3,000㎡未満の場合は、(イ)から(ハ)までの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 ロ(イ)延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡以内 (ロ)延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①10/10 ②2/3 ③10/10 ④3/4 ⑤4/5 ⑥10/10 ⑦4/5 ⑧5/6 ただし、⑧については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	環境まちづくり部建築指導課構造審査係	3264-2111 内線2824・2825・2833 5211-4310(直通)
中央区	①木造住宅 ②木造業務商業建築物 ③非木造住宅 ④非木造分譲マンション ⑤非木造賃貸マンション ⑥非木造業務商業建築物 ⑦緊急輸送道路沿道等の非木造住宅 ⑧緊急輸送道路沿道等の非木造分譲マンション ⑨緊急輸送道路沿道等の非木造賃貸マンション ⑩緊急輸送道路沿道等の非木造業務商業建築物	①なし ②③50万円 ④⑤200万円 ⑥50万円 ⑦100万円 ⑧400万円 ⑨200万円 ⑩100万円	①10/10 ②2/3 ③10/10 ④⑤⑥2/3 ⑦10/10 ⑧⑨⑩2/3	都市整備部建築課構造係	3546-5459

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
港区	①木造建築物 ②非木造建築物 ③非木造共同住宅 ④緊急輸送道路沿道建築物 ⑤特定緊急輸送道路沿道建築物 (平成28年4月1日以降、新たに 特定緊急輸送道路沿道建築物と 判明したものに限り) ⑥戸建て木造住宅	①住宅・下宿:20万円、その他:24万円 ②住宅・長屋・下宿:100万円、その他:150万円 ③分譲マンション:450万円、賃貸マンション:300万円 ④300万円 ⑤イ又はロの単価を用いて算出した額のうちいずれか高い金額と、 見積額を比較してどちらか低い額 イ・建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ ・1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡の額を用いて算出した金額 ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合は、階数に15万円を乗じた額を加算 ロ・建築物の延べ面積1,000㎡以内の部分:3,600円/㎡以内 ・延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額 ⑥技術者無料派遣	①②③2/3 ④分譲マンション:10/10 賃貸マンション:2/3 ⑤5/6以内 ただし、⑤については延べ面積が 3,000㎡未満の場合:10/10 ⑥10/10	街づくり支援 部建築課耐震 化推進担当	3578-2844・ 2845・2866
新宿区	①木造住宅(簡易) ②木造住宅 ③非木造建築物(簡易) ④非木造住宅 ⑤マンション ⑥特定建築物 ⑦防災上特に重要な特定建築物 ⑧緊急輸送道路沿道の建築物 ⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①②③技術者無料派遣 ④⑤⑥⑦⑧200万円 ⑨上限額なし ④～⑧については別途面積上限あり ※面積上限については新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱、 新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物 補助金交付要綱に基づく	①②③10/10 ④⑤⑥⑦⑧2/3 ⑨5/6 ただし、⑨については延べ面積 3,000㎡未満の場合:10/10	都市計画部防 災まちづくり 課	5273-3829
文京区	①木造建築物(一般・高齢者等居住) ②非木造建築物 ③特定既存耐震不適格建築物 ④分譲マンション ⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①10万円(一般)、20万円(高齢者等居住) ②50万円 ③100万円 ④150万円 ⑤ア又はイのいずれか低い額 ア実際に耐震診断に要する費用 イ1、2のいずれか高い額 1(1) 延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ (2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ (3) 面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: (1)から(3)までの合計に階数に15万円を乗じた額を加えた額 2(1) 延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡ (2) 延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額	①8/10(一般)、10/10(高齢者等居住) ②③④1/2 ⑤5/6 ただし、⑤については延べ面積 3,000㎡未満の場合:10/10	都市計画部地 域整備課耐 震・不燃化担 当	5803-1846
台東区	①木造住宅 ②非木造住宅 ③住宅以外の建築物 ④特定緊急輸送道路沿道建築物 ⑤緊急輸送道路沿道建築物 ⑥特定建築物 ⑦マンション	①③15万円 ②50万円 ④平成28年度にて終了 ⑤⑥277万円 ⑥100万円 ⑦200万円	①10/10 ③8/10 ②⑤⑥⑦1/2	①②③④⑤⑥ 都市づくり部 建築課構造防 災担当  ⑦都市づくり 部住宅課マン ション施策担 当	5246-1335  5246-1468
墨田区	①木造住宅 ②非木造建築物(区分所有建築物を含む。) ③一般緊急輸送道路沿道建築物 ④特定緊急輸送道路沿道建築物	①7.5万円(高齢者等又はバリアフリー改修を同時に行う場合:15万円) ②50万円～204.5万円(対象床面積による) ③200万円 ④(1)又は(2)の単価を用いて算出された額のうち、いずれか高い額 (1) 次の(ア)から(ウ)までの合計額 (ア) 面積1,000㎡以下の部分:2,060円/㎡ (イ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分:1,540円/㎡ (ウ) 面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ただし、建築物等の面積が3,000㎡未満の場合: 階数に15万円を乗じた額を(ア)から(ウ)までの合計額に加算可能 (2) 次の(ア)又は(イ)の額 (ア) 延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡ (イ) 延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額	①1/2(高齢者等又はバリアフリー改修 を同時に行う場合:10/10) ②1/2 ③2/3 ④(1)(2)のいずれか高い方の額 (1)5/6 ただし、④については 3,000㎡未満の場合:10/10 (2)2/3(補助限度額:200万円)	都市計画部防 災まちづくり課 不燃化・耐震 化担当	5608-6269
江東区	①戸建て木造住宅(簡易) ②戸建て木造住宅(精密) ③非木造住宅等 ④マンション、民間特定建築物 ⑤緊急輸送道路沿道建築物	①技術者無料派遣 ②15万円 ③100万円 ④150万円 ⑤200万円	②10/10 ③2/3 ④1/2 ⑤2/3(面積による限度額設定有)	都市整備部建 築調整課建築 防災係	3647-9764
品川区	①木造住宅 ②木造アパート ③非木造住宅 ④分譲マンション ⑤緊急輸送道路沿道建築物 ⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①6万円 ②12万円 ③10万円 ④150万円 ⑤300万円 ⑥【1】、【2】のいずれか高い額以内、かつ実際の耐震診断費用の額以内 【1】・延べ面積が1000㎡以内の部分:2,060円/㎡ ・1,000㎡～2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡以上の部分:1,030円/㎡の合計額 ただし、延べ面積が3,000㎡以下の建築物には「階数×15万円」を加算 【2】・延べ床面積1,000㎡未満:3,600円/㎡ ・延べ床面積1,000㎡以上:1,030円/㎡+257万円	①②③④1/2 ⑤10/10 ⑥5/6以内 ただし、⑥については延べ面積が 3,000㎡未満の場合:10/10	都市環境部建 築課耐震化促 進担当	5742-6634
目黒区	①木造建築物 ②分譲マンション ③特定緊急輸送道路沿道建築物 ④緊急輸送道路沿道建築物 (※特定緊急輸送道路沿道建築物の 診断助成はH28年度末をもって終了) ⑤特定建築物 ⑥非木造建築物 (②③④⑤以外かつ専用住宅・併用住宅 ・共同住宅・保育所・老人ホームなど)	①技術者派遣協定額 ②④⑤200万円 ⑥60万円 ③以下の(1)、(2)のいずれか高い額を補助対象限度額とする。 (1)イ 面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡以内 ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: イからハまでの合計に階数に15万円乗じた額を加算した額以内 (2)イ 延べ面積1,000㎡未満の場合:3,060円/㎡以内 ロ 延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①6/10 ②④2/3 ③5/6以内 ただし、③については延べ面積 3,000㎡以下の場合:10/10 ⑤⑥1/2	都市整備部建 築課耐震化促 進担当	5722-9490

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
大田区	①木造住宅 ②非木造住宅 ③木造建築物 ④非木造建築物 ⑤分譲マンション ⑥賃貸マンション ⑦緊急輸送道路沿道建築物 ⑧特定緊急輸送道路沿道建築物 ⑨沿道耐震化道路沿い建築物(木造) ⑩沿道耐震化道路沿い建築物(非木造)	①【区登録木造診断士の場合】(延床面積により定額) ・延べ面積80㎡未満:10万円 ・80㎡以上160㎡未満:12万円 ・160㎡以上:14万円 【区登録木造診断士以外の場合】10万円 ②50万円 ③10万円 ④100万円 ⑤300万円 ⑥100万円 ⑦200万円 ⑧A・Bのうち低い額 A:実際に耐震診断に要する費用(評定取得費用含む) B:延べ面積×面積単価:イ・ロのうち高い額 イ:面積単価 ・1,000㎡以下の部分:2,060円/㎡ ・1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ (延べ面積3,000㎡未満の場合は階数×15万円を加算) ロ:・面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡ ・1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額以内 ⑨10万円 ⑩100万円	①【区登録木造診断士の場合】4/5 【区登録木造診断士以外の場合】2/3 ②③④⑤⑥2/3 ⑦4/5 ⑧5/6 ただし、⑧については延べ面積 3,000㎡未満の場合:10/10 ⑨⑩2/3	まちづくり推進 部防災まちづ くり課耐震改 修担当	5744-1349
世田谷区	①木造住宅 ②プレハブ住宅 ③非木造住宅 ④分譲マンション ⑤沿道耐震化道路沿道分譲マンション ⑥緊急輸送道路沿道分譲マンション ⑦防災上特に重要な建築物 ⑧特定建築物 ⑨防災上特に重要な特定建築物 ⑩緊急輸送道路沿道特定建築物	①技術者無料派遣 ②10万円 ③100万円 ④⑦⑧150万円 ⑤⑨200万円 ⑥⑩300万円  ・1,000㎡以下の部分:3,600円/㎡ ・1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ の合計かつ耐震診断に要する費用以内で補助率をかけた額以内	①10/10 ②③⑦7/10 ④⑤⑧⑨2/3 ⑥⑩4/5	防災街づくり 担当部 防災街づくり 課 耐震促進担当	5432-2468
渋谷区	①木造住宅 (所有者及びその親族居住のもの) ②分譲マンション(建築物が複合用途の場合 は、延べ床面積の過半が居住の用途である こと) ③特定緊急輸送道路沿道建築物 (平成28年度で助成終了 ただし、平成28年度以降に新たに義務 付け 対象とされた建築物に限り、平成 30年度内に事業が完了する場合は対象 となる場合があり)	①技術者無料派遣 ②300万円 ③建築物の延べ面積が ・1,000㎡以下:2,060円/㎡ ・1,000㎡を超え2,000㎡以下:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡の合計 ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: これらの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内	①10/10 ②一般2/3 (緊急輸送道路沿道:4/5) ③5/6 ただし、③については延べ面積 3,000㎡未満の場合:10/10	都市整備部ま ちづくり課防 災まちづくり係	3463-2647
杉並区	①木造住宅(簡易) ②木造住宅(精密) ③マンション・非木造区指定建築物(簡易) ④非木造住宅(精密) ⑤分譲マンション(精密)、非木造区指定建 築物(精密) ⑥非木造賃貸マンション(精密) ⑦非木造区指定建築物(精密) ⑧その他の非木造建築物(精密) ⑨新耐震基準木造住宅(簡易) ⑩新耐震基準木造住宅(精密)	①③⑨技術者無料派遣 ②⑩10万円 ④30万円 ⑤150万円 ⑥⑧75万円 ⑦100万円	①③⑨10/10 ②⑩定額(10万円) ④⑤1/2 ⑥⑧1/4 ⑦1/3	都市整備部市 街地整備課耐 震改修担当	3312-2111 内線3328・ 3329
中野区	①木造住宅(簡易) ②木造住宅(一般) ③非木造共同住宅 ④緊急輸送道路等沿道建築物 ⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①② 技術者無料派遣 ③④ 750万円 ⑤ (1)又は(2)のいずれか低い額 (1) 実際に耐震診断に要する費用 (2) ア、イのいずれか高い額 ア(ア) 延べ面積1,000㎡以下の部分:2,060円/㎡ (イ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ (ウ) 面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: (ア)から(ウ)までの合計額に、階数に15万円を乗じた額を加えた額 イ(ア) 延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡ (イ) 延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額	①②10/10 ③④10/10 ⑤5/6 (延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10)	都市基盤部建 築分野耐震化 促進担当	3228-5576
杉並区	①木造住宅(簡易) ②木造住宅(精密) ③マンション・非木造区指定建築物(簡易) ④非木造住宅(精密) ⑤分譲マンション(精密)、非木造区指定建 築物(精密) ⑥非木造賃貸マンション(精密) ⑦非木造区指定建築物(精密) ⑧その他の非木造建築物(精密) ⑨新耐震基準木造住宅(簡易) ⑩新耐震基準木造住宅(精密)	①③⑨技術者無料派遣 ②⑩10万円 ④30万円 ⑤150万円 ⑥⑧75万円 ⑦100万円	①③⑨10/10 ②⑩定額(10万円) ④⑤1/2 ⑥⑧1/4 ⑦1/3	都市整備部市 街地整備課耐 震改修担当	3312-2111 内線3328・ 3329
豊島区	①木造住宅 ②非木造住宅 ③分譲マンション ④緊急輸送道路沿道建築物	①15万円 ②20万円 ③100万円 ④100万円	①10/10 ②③④2/3	都市整備部建 築課許可・耐 震グループ	3981-0590

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
北区	①木造住宅(簡易) ②木造住宅(一般) ③分譲マンション(一般)・賃貸マンション(一般) ④緊急輸送道路沿道建築物 ⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①区職員派遣 ②技術者無料派遣 ③分譲100万円+評定費用助成15万円、賃貸50万円+評定費用助成15万円 ④200万円 ⑤イ又はロのいずれか高い額 イ. 次の(イ)から(ハ)までの合計 ただし、建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、 (イ)から(ハ)までの合計に階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (イ)面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡以内 (ロ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡以内 (ハ)面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡以内 ロ. (イ)延床面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡以内 (ロ)延床面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①②10/10 ③1/2 ④4/5 ⑤5/6 ただし、⑤については延べ面積 3,000㎡未満の場合:10/10	①まちづくり部 建築課構造設備係 ②④⑤まちづくり部 建築課建築防災担当 ③まちづくり部 住宅課住宅計画係	3908-9176 3908-1240 3908-9206
荒川区	①木造戸建て住宅、町会事務所、診療所 ②非木造戸建て住宅、町会事務所、診療所 ③木造貸家戸建て住宅 ④木造賃貸アパート ⑤分譲マンション ⑥非木造賃貸マンション ⑦非木造貸家戸建て住宅 ⑧一般緊急輸送道路沿道建築物	①③30万円 ④50万円 ②⑦15万円 ⑤200万円 ⑥⑧100万円	①③④10/10 ②⑤⑧2/3 ⑥⑦1/2	防災都市づくり部 防災街づくり推進課 防災街づくり係 (補助金交付関係) 防災都市づくり部 建築指導課 (促進計画・促進法の認)	3802-4303 3802-4385
板橋区	①木造住宅 ②非木造建築物、分譲マンション ③緊急輸送道路沿道建築物 ④特定緊急輸送道路沿道建築物 (平成28年4月1日以降に初めて東京都が 確 認した沿道建築物に限る)	①7.5万円(高齢者等:10万円、特定地域:12万円) ②200万円 ③240万円 ④面積により異なる	①1/2(高齢者等:2/3、特定地域:4/5) ②2/3 ③4/5 ④5/6 ただし、④については延べ面積 3,000㎡未満の場合:10/10	都市整備部 建築指導課構造 グループ(促進 計画関係) 都市整備部 市街地整備課 防災まちづくり グループ	3579-2579 3579-2554
練馬区	①住宅(簡易) ②住宅(一般、精密) ③中高層等建築物 ④特定建築物(簡易) ⑤分譲マンション(簡易) ⑥公共的施設、分譲マンション、特定建築物 ⑦緊急輸送道路沿道建築物(簡易) ⑧災害時医療機関等 ⑨緊急輸送道路沿道建築物 ⑩特定緊急輸送道路沿道建築物 ※①②の住宅は小規模な長屋や共同住宅を含む	①技術者派遣無料 ②8万 ③100万円 ④⑤⑦面積により異なる ⑥150万円 ⑧200万円 ⑨300万円 ⑩上限なし	①④⑤⑦10/10 ②③⑥⑧2/3 ⑨4/5 ⑩5/6 ただし、⑩については延べ面積が 3,000㎡未満の場合:10/10	都市整備部 建築課耐震化 促進係	5984-1938
足立区	①戸建て木造住宅(精密) ②戸建て非木造住宅 ③共同住宅 ④特定建築物 ⑤緊急輸送道路沿道建築物 ⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①10万円 ②30万円 ③500万円(ただし、10万円/戸) ④500万円 ⑤500万円 建築物の延べ面積が ・1,000㎡以内の部分:3,600円/㎡ ・1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ⑥平成28年度で終了 ただし、平成28年4月1日以降に初めて耐震化状況の報告を行った建築物 については平成30年度末までに完了するものに限り、建築物の延べ面積が ・1,000㎡以内の部分:2,000円/㎡ ・1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,500円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,000円/㎡ ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: 合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額	①10/10 ②10/10 ③④1/2 ⑤2/3 ⑥・1万㎡以下の建築物又は 分譲マンション:10/10 ・1万㎡を超え1万5千㎡以下 の建築物:1/3+770万円 ・1万5千㎡を超える建築物:4/5	都市建設部 建築安全課 建築防災係	3880-5317
葛飾区	①木造住宅 ②非木造住宅 ③分譲マンション ④公益施設 ⑤一般緊急輸送道路沿道	①6.5万円 ②20万円 ③150万円 ④20万円 ⑤300万円	①10/10 ②③④⑤1/2	都市整備部 建築指導課 耐震 促進係	5654-8553
江戸川区	①戸建て住宅(木造)、賃貸住宅(木造) ②戸建て住宅(非木造) ③分譲マンション ④緊急輸送道路沿道建築物 ⑤特定緊急輸送道路沿道建築物 ⑥私立幼稚園・保育園	①(簡易)技術者無料派遣、(精密)30万円 ②(簡易)技術者無料派遣、(精密)45万円 (※①②の精密診断は設計を含む) ③～⑥ 補助率が適用される限度額は、江戸川区建築物耐震診断助成事業 実施要綱による助成対象経費として定める。	①②(簡易)10/10、(精密)80% ③2/3 ④4/5 ⑤5/6 ただし、⑤については延べ面積 3,000㎡未満の場合:10/10 ⑥2/3	①～② 都市開発部 住宅課事業係 ③～⑥ 都市開発部 建築指導課 構造係	①～② 5662-6389 ③～⑥ 5662-1106
八王子市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物 ③一般緊急輸送道路沿道建築物 ④分譲マンション	①10万円 ②～④下記の(1)(2)のいずれか低い額 (1)延べ面積1,000㎡以内の部分:3,600円/㎡ ・1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ (2)実際に耐震診断に要する額	①1/2 ②2/3 ③4/5 ④2/3	住宅政策課	042-620- 7260

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
立川市	①木造住宅(簡易) ②木造住宅 ③特定緊急輸送道路沿道建築物 ④一般緊急輸送道路沿道建築物	①建築関係経験者の無料派遣 ②10万円 ③平成28年4月1日以降に新たに東京都が確認した特定沿道建築物で、平成31年3月31日までに事業が完了するものに限り助成 ア又はイのいずれか高い額 ア・面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ ・1,000㎡超～2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合:15万円/階加算 イ・延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡ ・延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円+1,030円/㎡ ④・面積1,000㎡以内の部分:3,600円/㎡ ・1,000㎡超～2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合:15万円/階加算 また、通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合:154万円を限度に加算	①10/10 ②1/2 ③5/6 ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10 ④8/10 ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	市民生活部 住宅課 住宅相談係	042-528-4384
武蔵野市	①木造住宅 ②非木造住宅 ③分譲マンション(面積1,000㎡・3階建以上) ④分譲マンション(③以外)・賃貸マンション ⑤木造事業系建築物 (商業・近隣商業地域、3,000㎡未満) ⑥非木造事業系建築物 (商業・近隣商業地域、3,000㎡未満) ⑦木造事業系建築物 ⑧非木造事業系建築物 ⑨特定緊急輸送道路沿道建築物 (H29.4.1以降に新たに沿道建築物と判明した沿道建築物に係る耐震診断がH31.3.31までに完了する場合に限る)	【耐震診断】 ①8.8万円 ②3,600円/㎡(上限50万円) ③200万円 ④100万円 ⑤10万円 ⑥⑧20万円 ⑦5万円 ⑨次の(1)(2)いずれか高い額 (1)次のア～ウの合計額 ただし、延べ面積3,000㎡未満の建築物については、階数当たり15万円を加算 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ イ 1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ウ 2,000㎡超の部分:1,030円/㎡ (2)・延べ面積1,000㎡未満の建築物の場合:3,600円/㎡ ・延べ面積1,000㎡以上の建築物の場合:257万円+1,030円/㎡ 【耐震診断、補強計画、工事費概算のパッケージング(安心パック)】 ①所有者自己負担5万円 【簡易診断】 ①②③④無料 ⑧15万円	【耐震診断】 ①②③④2/3 ⑤⑥⑦⑧ 1/2 ⑨5/6 ただし、延べ面積3000㎡未満の場合:10/10 【耐震診断、補強計画、工事費概算のパッケージング(安心パック)】 ①- 【簡易診断】 ①②③④10/10 ⑧1/2	都市整備部 住宅対策課	0422-60-1905
三鷹市	①戸建て木造住宅(簡易) ②戸建て木造住宅(一般)	①4万円以内 ②10万円以内	①②耐震診断に要した費用 (消費税を除く。)の2/3	都市整備部 都市計画課 住宅政策係	0422-45-1151 内線2813
青梅市	戸建て木造住宅	5万円	1/2	都市整備部 住宅課 住宅政策係	0428-22-1111 内線2533
府中市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①12万円 ②次の(1)(2)いずれか高い額 (1)次のア～ウの合計額ただし、延べ面積3,000㎡未満の建築物については、階数当たり15万円を加算する ア 延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ イ 1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ウ 2,000㎡超の部分:1,030円/㎡ (2)・延べ面積1,000㎡未満の建築物の場合:3,600円/㎡ ・延べ面積1,000㎡以上の建築物の場合:257万円+1,030円/㎡	①2/3 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	都市整備部 建築指導課 住宅耐震化推進係	042-335-4173
昭島市	①木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円 ②次の(1)(2)いずれか高い額 (1)・延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ ・1,000㎡を超え、2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ※3,000㎡未満の場合:合計額に(15万円×建築物の階数)を加算 (2)・延べ面積1,000㎡未満:3,600円/㎡ ・1,000㎡を超える場合:1,030円/㎡+257万円	①2/3 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	都市計画部 都市計画課 住宅係	042-544-5111 内線2264
調布市	①戸建て木造住宅 ②分譲マンション	①15万円 ②100万円(ただし、2,000円/㎡)	①2/3 ②10/10	都市整備部 住宅課 住宅支援係	042-481-7545
町田市	①戸建て木造住宅(簡易) ②戸建て木造住宅(精密) ③分譲マンション ④特定緊急輸送道路沿道建築物 ⑤一般緊急輸送道路沿道建築物	①技術者無料派遣 ②10万円 ③500万円 ④(ア)又は(イ)のいずれか高い額 (ア)・延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ ・1,000㎡超2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡超:1,030円/㎡ ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合、15万円/階加算 (イ)・延べ面積1,000㎡未満の建物:3,600円/㎡ ・延べ面積1,000㎡以上の建物:257万円+1,030円/㎡ ⑤・延べ面積1,000㎡未満の建物:3,600円/㎡ ・延べ面積1,000㎡以上の建物:257万円+1,030円/㎡	①10/10 ②1/2 ③2/3 ④5/6 ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10 ⑤4/5	都市づくり部 住宅課	042-724-4269
小金井市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物 (耐震診断は、東京都が特定緊急輸送道路沿道建築物であることを確認した建築物(平成28年4月1日以降に確認したものに限り)で、平成31年3月31日までに耐震診断が完了するものであること)	①5万円 ②(ア)又は(イ)のいずれか高い額 (ア)・建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ ・1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合:合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 (イ)・延べ面積1,000㎡未満の建物:3,600円/㎡ ・延べ面積1,000㎡以上の建物:257万円+1,030円/㎡	①2/3 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	都市整備部 まちづくり推進課 住宅係	042-387-9861

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
小平市	①木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物 (※平成28年4月以降新たに発見された沿道建築物の対象に限る)	①5万円 ②A又はBのいずれか高い額 A(a)面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ (b)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ (c)面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ (d)建築物等の延べ面積が3,000㎡未満のときは(a)から(c)までの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 B(a)延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡ (b)延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額	①1/2 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	都市開発部都市計画課建築担当	042-346-9851
日野市	①戸建て木造住宅 ②分譲マンション	①8万8千円 ②1、2いずれか低い額 1.実際にかかる費用 2.下記の合計 ・1,000㎡以内:3,600円/㎡ ・1,000㎡超2,000㎡以内:1,540円/㎡ ・2,000㎡超:1,030円/㎡	①2/3 ②2/3	まちづくり部都市計画課住宅政策係	042-514-8371
東村山市	①木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物 (都が平成28年4月1日以降に確認したものに限り)	①耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額 (その額が4万円を超えるときは4万円とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て) ②ア、イのいずれか高い額 ア・建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡以内 ・1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡以内 ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡以内 ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: 合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 イ・建築物の延べ面積1,000㎡未満の建物:3,600円/㎡ ・延べ面積1,000㎡以上の建物:257万円+1,030円/㎡	①1/2 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	環境安全部環境・住宅課住宅係	042-393-5111 内線2425
国分寺市	木造住宅	診断士無料派遣	10/10	まちづくり部まちづくり推進課	042-325-0111 内線453
国立市	①分譲マンション ②戸建て木造住宅 ③特定緊急輸送道路沿道建築物	①1,030～1,540円/㎡ ②5万円 ③(1)又は(2)のいずれか高い方の額 (1)ア:延べ面積が1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ イ:延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ウ:延べ面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ただし、建築物の延べ面積が3,000㎡未満の場合: ア～ウまでの合計額に、階数に15万円を乗じて得た額を加算 (2)ア:延べ面積が1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡ イ:延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円に、1,030円/㎡を乗じて得た額を加算した額	①2/3 ②1/2 ③5/6 ただし、③については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111 内線361
福生市	戸建て木造住宅	10万円	2/3	都市建設部まちづくり計画課計画グループ	042-551-1952
狛江市	①木造住宅(簡易) ②木造住宅 ③分譲マンション	①技術者無料派遣 ②8.6万円 ③100万円	①10/10 ②2/3 ③1/2	都市建設部まちづくり推進課まちづくり推進担当	03-3430-1111 内線2542
東大和市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円 ②次の1又は2のいずれか高い額 1(1)延べ面積1,000㎡以内の部分は、3,600円/㎡ (2)延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,540円/㎡ (3)延べ面積2,000㎡を超える部分は、1,030円/㎡ (4)建築物等の延べ面積が3,000㎡未満のときは、第1号から第3号までの合計に 階数に15万円を乗じた額を加算した額 2(1)延べ面積1,000㎡未満の場合は、3,600円/㎡ (2)延べ面積1,000㎡以上の場合は、257万円に1,030円/㎡を加算した額	①1/3 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	都市建設部都市計画課地域整備係	042-563-2111 内線1261
清瀬市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①10万円 ②次のアとイを比較して、いずれか高い額 ア 次の(ア)から(ウ)までの合計額 ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: (ア)から(ウ)までの合計額に建物の階数に15万円を乗じた額を加算した額 (ア) 延べ面積が1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡以内の額 (イ) 延べ面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡以内の額 (ウ) 延べ面積が2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡以内の額 イ 257万円に1,030円/㎡を加算した額 ただし、延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡以内の額	①2/3 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	都市整備部まちづくり課まちづくり係	042-497-2093
東久留米市	①木造の戸建住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①5万円 ②A、Bのいずれか高い額の範囲内。 A(イ)面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ (ロ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ (ハ)面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ※ただし、建築物等の延べ床面積が3,000㎡未満の場合: イからハまでの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 B(イ)面積1,000㎡未満の部分:3,600円/㎡ (ロ)面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①1/2 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	都市建設部施設建設課保全計画・建築担当	042-470-7777 内線2625

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
武蔵村山市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①10万円 ②(1)及び(2)のいずれか高い額と実際に耐震診断に要する費用のいずれか低い額 (1)・建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡以内 ・1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡以内 ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡以内 ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: 合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (2)・面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡以内 ・1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額以内	①1/2 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	①協働推進部 産業振興課商工係 ②都市整備部 都市計画課用地・住宅係	①042-565-1111 内線227 ②042-565-1111 内線275・276
多摩市	①戸建て木造住宅 ②非木造住宅 ③特定緊急輸送道路沿道建築物 (平成28年度以降に東京都が確認した建築物に限る)	①診断士無料派遣 ②1棟当たり200万円(ただし、5万円/戸) ③次の1または2のいずれか高い額 1 次のアからエまでの方法により算出した額 ア 延べ面積が1,000㎡以下の部分:2,060円/㎡ イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分:1,540円/㎡ ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ エ 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合: アからウまでの合計額に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 2 次のアまたはイの方法により算出した額 ア 延べ面積1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡ イ 延べ面積1,000㎡以上の場合:257万円に1,030円/㎡を加算した額	①10/10 ②2/3 ③5/6 ただし、③については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	都市整備部 都市計画課住宅担当	042-338-6817
稲城市	木造住宅	10万円	10/10	都市建設部 都市計画課開発指導係	042-378-2111 内線328
羽村市	戸建て木造住宅	5万円	1/2	都市建設部 都市計画課住宅・交通	042-555-1111 内線275
あきる野市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①2.5万円 ②(1)又は(2)のいずれか高い方 (1)・建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ ・1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: 合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (2)・建築物の延べ面積が1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡ ・延べ面積が1,000㎡以上の場合:257万円に、1,030円/㎡を加算した額以内	①1/2 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	都市整備部 都市計画課住宅係	042-558-1111 内線2715
西東京市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物 (平成28年4月1日以降に初めて、東京都が特定緊急輸送道路沿道建築物であることを確認した建築物であって、かつ、平成30年度末までに耐震診断が完了するものに限る) ③分譲マンション	①6万円 ②(1)又は(2)のいずれか高い方 (1)・建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ ・1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: 合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (2)・建築物の延べ面積が1,000㎡未満の場合:3,600円/㎡ ・延べ面積が1,000㎡以上の場合:257万円に、1,030円/㎡を加算した額以内 ③200万円 【助成基準単価】 ・建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分:3,600円/㎡ ・1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合: 154万円を限度として助成対象基準額に加算可能	①1/2 ②5/6 ただし、②については延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10 ③2/3	都市整備部 住宅課住宅係	042-464-1311 内線2421 042-438-4052(直通)
瑞穂町	戸建て木造住宅	10万円	1/2	住民部 地域課安全係	042-557-7610
日の出町	戸建て木造住宅	2.5万円	1/2	まちづくり課 都市計画係	042-597-0511 内線351
檜原村	特定緊急輸送道路沿道建築物	2,060円/㎡以内	・1万㎡以下の建築物又は分譲マンション:10/10 ・1万㎡を超え1万5千㎡以下の建築物:1/3+770万円 ・1万5千㎡を超える建築物:4/5	産業環境課 建設係	042-598-1011
奥多摩町	特定緊急輸送道路沿道建築物 (ただし、平成28年4月1日以降に初めて、耐震化に関する指示等(耐震化推進条例第9条に基づく耐震化状況報告に関する指示の他、東京都や所管行政庁による任意の指導を含む)を受け、同条例第8条に基づく耐震化状況の報告を行った建築物で、平成30年度末までに当該耐震診断事業に着手する者に限る)	(ア)又は(イ)のいずれか高い額 (ア)・建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡ ・1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡ ・2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡ ただし、延べ面積が3,000㎡未満の場合: 合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額 (イ)・延べ面積1,000㎡未満の建物:3,600円/㎡ ・延べ面積1,000㎡以上の建物:257万円+1,030円/㎡	5/6 ただし、延べ面積3,000㎡未満の場合:10/10	総務課 交通防災係	0428-83-2349

(注)1 対象となる建築物の種類が複数ある場合、丸数字によりそれぞれの補助限度額、補助率を示す。

(注)2 (簡易)は簡易耐震診断、(一般)は一般耐震診断、(精密)は精密耐震診断を示す。